



2020年2月28日

各 位

会社名 イビデン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青木 武志  
(コード番号：4062 東証・名証各第1部)  
問合せ先 経営企画部長 廣瀬 康人  
( TEL. 0584-81-7973 )

### 幹部職(従業員)向け株式交付信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日2月28日開催の取締役会において、幹部職制度の新設に合わせ、当社の幹部職を対象としたインセンティブ・プランとして「幹部職(従業員)向け株式交付信託」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度導入の目的

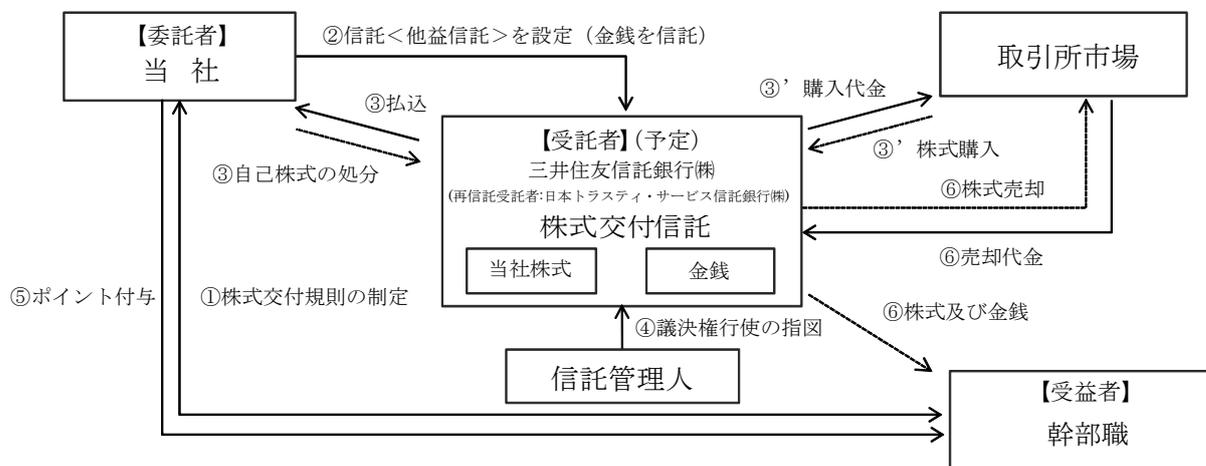
当社の幹部職に対する福利厚生制度を拡充させるとともに経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、現行の役員向け株式報酬制度と同様の枠組みで、新たに本制度を導入いたします。

##### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が、当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)を取得し、当社が幹部職に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各幹部職に対して交付される、という幹部職向けインセンティブ・プランであります。当該ポイントは、当社の取締役会が定める株式交付規則に従って、その職位等に応じて付与されるものであり、各幹部職に交付される当社株式の数は、付与されたポイント数によって定まります。なお、本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、幹部職の負担はありません。

本制度の導入により、幹部職は当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した幹部職の業務遂行を促すとともに、幹部職の勤労意欲を高める効果が期待できます。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は幹部職を対象とする株式交付規則を制定します。
- ② 当社は幹部職を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規則の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社から独立している者としします。）を定めます。  
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権行使等の指図を行います。
- ⑤ 株式交付規則に基づき、当社は幹部職に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規則及び本信託にかかる信託契約に定める幹部職は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規則・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。  
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

### 3. 本信託について

- ① 名称：幹部職(従業員)向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：当社の幹部職
- ⑤ 信託管理人：当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
- ⑥ 議決権行使：本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
- ⑦ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑧ 信託契約の締結日：2020年11月（予定）

- ⑨ 金銭を信託する日：2020年11月（予定）
- ⑩ 信託の期間：2020年11月（予定）～2023年9月（予定）
- ⑪ 信託の目的：株式交付規則に基づき当社株式を受益者へ交付すること

4. 本信託における当社株式の取得内容

- ① 取得株式の種類：当社普通株式
- ② 株式の取得価額の総額：未定
- ③ 取得する株式の総数：未定
- ③ 株式の取得時期：2020年11月（予定）
- ④ 株式の取得方法：当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場（立会外取引を含みます。）より取得